

## 妊婦健康診査費助成金の交付を申請される方へ

野田市では妊婦の健康管理の一環として妊婦健康診査費の助成をしています。  
(助成額は基準額と支払額を比べ少額を選定します)

### 該当する場合

- ・妊婦の一般健康診査を市と委託契約をしていない医療機関で受けた場合
- ・里帰り等で妊婦の一般健康診査受診票の使用ができず実費を支払った場合

助成を受けるために  
申請が必要です。

申請先     野田市保健センター     野田市関宿保健センター

持参するもの  
母子健康手帳  
別冊1 妊婦健康診査受診票  
領収書  
印鑑(朱肉を使用するもの)  
振込先の通帳

申請の有効期間  
健康診査費を支払った日の翌日から起算して1年以内に申請してください。

支払いについて  
申請月の末で閉めて翌月末支払いします。

問い合わせ

野田市保健センター  
7 1 2 5 - 1 1 8 8  
野田市関宿保健センター  
7 1 9 8 - 5 0 1 1